

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

浜田市立長浜小学校

「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法から）

いじめとは、当該児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 学校いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」と言う）の設定

全教職員がいじめ問題に正面から向き合うとともに、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に努めるために、基本方針を設定する。

2 いじめ防止等に向けた基本的な考え方

- （1）道徳教育、人権教育の充実により、人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切に作る心を育む。
- （2）児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する。
- （3）発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談に努め、全職員による一貫性のある組織的な指導に当たる。
- （4）学校と家庭、地域、関係機関が連携、協働して取組む。

3 いじめ防止等に向けた組織的な取組

- （1）いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」と言う）の設置
 - ①いじめ防止等に向けた取組を組織的に、適時、適切に行うため、対策委員会を設置する。
 - ②対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権同和教育主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、関係教職員、スクールカウンセラー、及び学校関係者、関係機関の担当者が加わる。
 - ③定例会を年2回以上開催し、問題発生時は、速やかに開催する。
- （2）いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成
 - ①いじめ防止等の取組年間計画を作成する。（※別紙）
 - ②教師用のチェックリストを作成する。
- （3）いじめ防止等に向けた取組に対する検証、見直し
 - ①基本方針をはじめとするいじめ防止等の取組については、学期ごとに生徒指導部を中心に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
 - ②いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価、及び保護者への学校評価アンケートを実施し、対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- （4）教職員研修の推進
 - ①職員会議で基本方針に基づき、いじめ防止等の共通理解を図り、対応の仕方、未然防止策を検討する。
 - ②生徒指導の機能を重視した、わかる授業を展開する。
 - ③教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修、人権意識を高揚するための研修を実施する。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 学習指導の充実

- ①授業を通して、支持的風土の高い学級、規範意識の高い学級づくりを目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ②自信をもたせる授業、主体的・対話的で深い学びのある授業、ユニバーサルデザインの授業、コミュニケーション能力を育む授業、一人一人の実態に配慮した授業を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- ③読書活動を推進し、豊かな心を育む。

(2) 人権教育、道徳教育の充実

- ①全教育活動を通じた道徳教育の充実、推進により、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的実践力を育成する。
- ②人として、してはならないこと、すべきこと、だれもがかけがえのない命であることを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ③生活科や総合的な学習の時間における体験活動、自然体験や宿泊体験等特別活動の充実を図るとともに、豊かな人間関係づくりや命を大切にする心、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④誰もが平等で仲良く生活していこうとする態度を育てる。

(3) 情報モラル教育の推進

- ①学級活動で、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性や危険性、正しい利用の仕方についてしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方、モラルについて指導する。
- ②家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

5 いじめの早期発見のための取組

(1) 日常の児童理解、児童観察

- ①あいさつ運動等、日常的な一人一人への声かけに努める。
- ②ノートや日記指導を通して、児童と教師のつながりを大切にする。
- ③昼休み等授業時間外での、児童の人間関係を観察する。
- ④電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携を図り、何でも相談しやすい人間関係を築いたり体制を作ったりするよう努める。
- ⑤見守りボランティアや地域、保護者からの情報を得るよう努める。
- ⑥放課後児童クラブからの情報を得るよう努める。

(2) 相談体制の整備

- ①児童と教職員の豊かで温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努める。
- ②定期的なアンケート調査（QU等）を実施し、指導に活かす。
- ③定期的な教育相談を実施する。
- ④保健室の相談機能を充実する。
- ⑤必要に応じ、スクールカウンセラーを活用する。
- ⑥定期的な生徒指導職員会議で、児童の相談記録、教職員による情報等の共通理解を図る。

6 いじめの早期対応

(1) いじめの認知

- ①いじめの相談、発見、通報、予見等があった場合は、速やかに生徒指導主任とや管理職に報告する。
- ②事実関係を明確にする調査を行い、情報を整理し、記録しておく。

(2) 組織的な対応

- ①情報に基づき、対策委員会で事実確認と具体的な支援、指導等の対応策を協議する。
- ②事実関係、組織的な支援体制や指導体制について、全職員で共通理解を図る。

(3) 初期対応

- ①毅然と対処し、いじめをやめさせる。
- ②いじめを受けた児童への具体的な支援と心のケアを行う。
- ③いじめを受けた児童の保護者への説明、支援を行う。
- ④いじめを行った児童への指導とその保護者への説明、助言を行う。

(4) 外部との連携

- ①教育委員会へ報告し連携を図る。
- ②必要に応じて関係機関とも連携しながら、関係児童の心のケアを行う。

(5) 再発防止

- ①関係する児童、保護者に対して、継続的な支援、指導、助言をする。
- ②関係する学級、学年では、事実関係に基づいた重点的な全体指導を行う。
- ③学校全体では、いじめ根絶に向けた機運を高める指導を強化する。
- ④必要に応じて、学級、学年、全校の保護者会を開き、事実関係の説明を行い、再発防止に向けた話し合いをする。

7 重大事態への対処

重大事態とは（いじめ防止対策推進法から）

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、校内の対策委員会に適切な専門家を加えるなど、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切な連携を行う。
- (4) 上記調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) 対策委員会で再発防止案を検討し、学校組織あげて着実に実践し、再発防止に向けた取組について検証を行う。

令和7年度 いじめ防止等に向けた取組の年間計画

月	主な取組	具 体 的 な 活 動 内 容
4 月	○児童観察・理解 ○学級づくり ○学級懇談	・引き継ぎ事項の確認 ・春休みの児童の様子を把握 ・配慮児童に対する共通理解 ・学級経営・指導方針・指導方法の決定 ・学校・学級の指導方針の説明
5 月	○教育相談研修 ○Q U調査 ○研修会	・配慮児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解 ・スクールカウンセラーを活用した組織的な対応の共通理解 ・学級での友達関係や意識の調査 ・生徒指導主任研修会の報告伝達、情報交換 ・保護者の気になることや悩みの調査（個別対応） ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携（個別対応）
6 月	○児童面談 ○Q U分析	・担任の個人面談による実態把握・指導 ・担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認
7 月 8 月	○人権集会 ○研修会	・全校集会によるいじめ防止、思いやりなどの啓発 ・いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修
9 月	○夏休みの生活調査	・夏休みの児童の様子を把握 ・夏休み以降の児童観察
1 0 月	○児童面談	・児童へのアンケート調査の実施 ・担任の個人面談による実態把握・指導
1 1 月	○Q U調査	・学級での友達関係や意識の調査
1 2 月	○人権集会 ○Q U結果分析	・担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認 ・全校集会によるいじめ防止、思いやりなどの啓発
1 月	○冬休みの生活調査 ○情報モラル授業	・冬休みの児童の様子を把握 ・冬休み以降の児童観察 ・メディア接触に関する学習（5年部）
2 月	○児童面談	・児童へのアンケート調査の実施 ・担任の個人面談による実態把握・指導
3 月		・配慮児童に対する共通理解、変容の報告、指導方針等の確認